

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会
(第7回)

日時 令和4年7月28日(木) 10:00~11:04

場所 オンライン会議

1. 開会

○経産省

それでは、定刻になりましたので、ただ今から再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会の第7回会合を開催いたします。

本日の会合も、オンラインでの開催とさせていただきます。もし何かトラブルですとかご不明な点がございましたら、事前に事務局からご連絡させていただいておりますメールアドレスや連絡先までお知らせいただければと思います。

議事に入る前に、まず7月19日に開催されました第6回検討会についてご報告いたします。第1回検討会で確認いたしました検討会の開催要項におきまして、個別の事情に応じて検討会やその資料などにつきましては、非公開にするかどうかの判断について委員長に一任するという形になってございます。委員長にお諮りした結果、第6回の、前回の会合、検討会につきましては、報告書の構成なども含めまして、委員の皆さまに率直かつ忌憚のないご意見交換を行っていただくという観点から、会議を非公開とさせていただいております。

なお、第6回、前回の検討会の議事録につきましては、本日の検討会後に公開をさせていただく予定でございます。

それでは、山地委員長に事後の議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山地委員長

委員長を務めております山地でございます。よろしくお願いいたします。

まずは事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○経産省

事務局でございます。本日の資料といたしまして、配付資料一覧にございますけれども、議事次第、委員等名簿、また資料1といたしまして「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言(案)」、また参考資料1といたしまして、「提言概要(案)」、また参考資料2といたしまして、「地域と共生した再エネの大量導入に向けて」をご用意しております。以上でございます。

2. 説明・自由討議

(1) とりまとめについて

○山地委員長

どうもありがとうございました。それでは、早速議事に入りたいと思います。まずは事務局から資料1と参考資料についてご説明をお願いいたします。

○経産省

事務局でございます。それでは資料1、そして参考資料1、2につきまして、事務局からご説明をさせていただきます。まず資料1につきましてご覧いただければと思います。

まず目次がございまして、これは大きな変更はございません。また、「はじめに」というところで、資料の下のページ番号1ページ目でございます。「はじめに」をご覧いただきますと、エネルギー基本計画などの目標の実現に向けた取り組みを記載させていただいております。

他方で、この10年間でさまざまな課題について、中ほどに書いてございます。前回の検討会でのご指摘を踏まえまして、31行目～33行目でございます。検討会においては、今後とも関係省庁による施策の進捗状況などの確認を行うとともに、さらに検討すべき課題などにつきまして、適切にフォローアップを行っていき、再エネ発電施設の適正な導入および管理に向けて継続的に取り組んでいくということを具体的に追記してございます。

続きまして2ページ目以降でございます。ローマ数字I、再生可能エネルギー発電設備の導入から廃棄までの事業実施段階における現状の取り組みというものでございます。1ポツにつきましては、再生可能エネルギーの現状というところの項目でございます。また2ポツ以降が、再エネ事業実施の流れと関係する法令ということで、現行の関係する法令につきまして記載をさせていただいております。

スライドの3ページ目でございますけれども、前回の検討会でのご指摘といたしまして、関係法令の中に、農地に関するものについては農地法などについての言及ということもすべきであるというご指摘もいただいているところでございます。具体的には、3ページ目の4行目～6行目でございます。表に記したものの以外にも、例えば農地に立地する場合には農地法の許可取得などが必要など、さまざまな法律が関係していることに留意が必要である旨を明確に記載してございます。

続きまして資料の4ページ目、3ポツ、再生可能エネルギー発電事業実施に伴う地域の懸念ということで、ここは大きな変更はなく、具体的なスライドまたは具体的に寄せられている声というものを掲げさせていただいております。

5ページ目でございます。4ポツの地域と共生した事業規模の確保に関するこれまでの取り組みというところにつきましても、この5ページ目は大きな変更なく、各事業実施共通の項目、土地開発の段階につきまして記してございます。

続きまして6ページ目をご覧いただきますと、土地開発後～運転開始後・運転中の段階から、廃止・廃棄の段階についてもこれまでの取り組みを記載させていただいております。1点、脚注の9というところをご覧いただきますと、この6ページ目の一番下に書いてござ

いますけれども、具体的に廃棄の積み立てにつきまして、前回どういったものが費用として組み込まれるのかといったことについてご指摘いただいております。従いましてこの注の9のところにつきまして、2段落目でございますけれども、太陽電池モジュールや基礎・課題の撤去工事費用、撤去物の廃棄処理のための輸送費、また廃棄費用などの費用が含まれているということを明確に記載させていただいております。

続きまして7ページ目でございます。ローマ数字Ⅱ、再生可能エネルギー発電施設の導入から廃棄までの事業実施段階におけます課題と取り組みの方向性でございます。前回の検討会におきましても、非FIT、非FIPの取り扱いについて、しっかり位置付けを明確にするということについての関係する法令の適用などについても明確に記載すべきだといったご指摘もいただいております。

具体的な記載ぶりとしたしましては、14行目～18行目でございます。まず今回の大きなこの報告書の整理といたしましては、考え方や具体的なアクションの整理を行って、それぞれの事業実施段階につきまして、関係が深い取り組みにつきましてまず紐付けて、それを記載していくということ。また、共通の項目については横断的事項として整理をしているといったことを明確に改めて記載させていただいております。

また、事業実施段階ごとの取り組みにつきましては、認定案件に限ったものではなく、再エネ特措法の認定案件に限ったものではなく、電気事業法に基づく発電設備に対する規制でございますとか、森林法などの関係法令におけます開発規制などにつきましては、非FIT、非FIP案件についても当然に規律対象となるといったことを、明確に位置付けを書かせていただいております。

また、対応については、さまざまなアクションを検討させていただいておりますけれども、7ページ目の21行目、22行目のところで、具体的に既に20行目の後半でございますけれども、再エネ特措法の認定を取得している案件や稼働している案件に対する対応と、新規の案件、そして非FIT、非FIP案件に対する対応とで必要に応じて分けて検討を行っている旨を明確に書いてございます。また、前回ご指摘いただきましたけれども、その際という形で、適正な事業者への過度な手続負担とならないよう留意するというところについても書き加えております。

続きまして、2ポツ、31行目以降、土地開発段階についての説明でございます。この項目につきまして、大きく3つの項目について整理をさせていただいておりますが、(1)太陽光発電設備の立地に関する考え方についてでございます。

ページをおめくりいただきまして、資料の中ほど、8ページ目の16行目以降のところでございます。ここにつきましては、営農型についての記載ぶりの適正化について、複数の先生方からもご指摘をいただいているところでございます。

16行目でございますが、「営農型の中には農地法に基づく一時転用許可が更新されていないケースや下部の農地での農業生産が適切に行われていない等の不適切な事例も散見されているといった指摘も自治体などからされている」といった記載に修正をしております。

また後半でございますけれども、「こうした傾向を注視しつつ、営農型における実態の把握により好事例については発信するとともに、営農型の課題の分析などを的確に行い、違反する事例については、必要な手続を経た上で厳格に対処する」といったことを改めて整理をさせて、記載をさせていただいております。

また、前回の検討会のときに、今後さまざまな太陽光などにつきましては設置場所が増えていくという観点から、継続的な検討も必要ではないかといったご指摘もいただいております。22行目～25行目にかけてでございますけれども、「太陽光発電の導入にあたっては、今後、建物をはじめさまざまな設置場所が増えていくと考えられるが、例えば建物設置の場合には自家消費型や屋根貸し型など設置形態も多様であるということから、その動向を注視しつつ、適切な事業規律が担保されるように検討を行っていく」旨を明確に書かせていただいております。

また併せまして、中長期的な課題といたしまして、さらなるゾーニングの検討についてのご指摘もいただいております。9ページ目をご覧くださいまして、注の14をご覧くださいますと、前回の検討会におきましても、中長期的に検討するゾーニングという際には、先行する自治体の再エネ条例なども参照していくべきではないかといったご指摘もいただいております。

フットノート、注の14をご覧くださいますと、1行目のところに中ほどから、「先行する自治体の再エネ条例なども参照しつつ、斜面などの形に沿って設置が可能かといった、そういった特性から、そうした住宅や公共インフラなどに近接して設置されるケースもある点に留意する」ということなどについて明確に書きぶりを追加させていただいております。

また、(2)太陽光発電設備の開発許可等の運用に関する考え方、そして(3)再エネ導入を促進する制度における立地状況等に応じた対応というところについては、この8ページ、9ページ目につきましては特に記載ぶりは変わってございません。

10ページ目をご覧くださいますと、中ほどでございます。6行目以降、再エネ特措法に基づく認定手続においての手続の厳格化についての記載ぶりでございます。前回の検討会の際にも、厳格化については太陽光なのか、それ以外も含まれるのかといったご指摘がございました。そこを明確化する観点から、注の17、基本的には再エネの全電源を対象とするということでございますが、再エネ電源の特性等による手続の差異が大きい場合には、必要に応じた検討を考慮するというところについて明確に書かせていただいております。

また、再エネ特措法の手続評価と温対法との関係について、少し書きぶりを具体化してございます。具体的には10行目の後半でございます。「その際」ということで、「温対法の促進区域への立地を促す観点から、促進区域が地域における合意形成を経て設定されることを踏まえて再エネ特措法に基づく認定手続を緩和するなど、何らか促進区域のインセンティブとなるような形での連携も考えるべきである」旨を具体的に記載させていただいております。

また併せまして、前回ご指摘いただいておりますけれども、電事法におきまして、工事計

画以外にもいろんな考え方があるのではないかとということで、「使用前自己確認結果についての届出時に」というところについての書きぶりも記載を具体化させていただいてございます。

これを踏まえてアクションのところにつきましては、11 ページ目の 31 行目～32 行目のところを補足追加してございます。先ほどの本文の修正に合わせまして、アクションにつきましても現状における検討といたしまして、「工事計画や使用前自己確認結果の届出時に、関係法令の許認可等を行った者による工事等の完了確認を得ているかを確認する」ということを具体的に明確に記載してございます。

続きまして資料 12 ページ目をご覧くださいと思います。3 ポツ、土地開発後～運転開始後・運転中の段階でございます。(2) のところをご覧くださいますと、14 行目以降でございます。違反の未然防止・違反状況の早期解消に向けた取り組みといたしまして、まず 15 行目以下で、土地造成における安全性確保の観点からは、まず各種開発規制法令におきまして規制が設けられており、こうした法の観点から、違反が生じた場合には関係行政機関・自治体が連携して対応するというところを、まず原則論を書かせていただいております。

こうした取り組みに加えてということで、災害により被害を受ける懸念が高いエリアについての記載ぶりということで、まず開発規制法令が適用される所と、災害の被害を受ける懸念が高いところとの関係性を書き起こしてございます。

また、12 ページ目の後半のところでございます。29 行目以降のところでございますが、「関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP 交付金）の交付を留保する」というところに、「その際」ということで、「法令違反に係る指導等を踏まえても、一定期間に改善が見られない場合には迅速に交付留保の措置が発動されるなど、効果的な制度となるよう検討することが重要である」ということにつきまして、前回検討会でご指摘があったことを踏まえて具体的な記載ぶりとして書かせていただいております。

また併せまして、アクションの関係でございます。資料 14 ページまで進んでいただきまして、6 行目～7 行目のところでございます。現状に基づく立入検査の実施に関連いたしまして、前回の検討会におきましても、その結果の活用も含めて関係省庁の連携を強化ということについてご指摘をいただいておりますので、具体的な記載ぶりを位置付けてございます。

また併せまして、11 行目～12 行目のところに、法令違反情報につきましては、関係省庁・自治体が相互に共有できるという形で、関係省庁から自治体への情報の流れ、また自治体側から関係省庁への流れというところで、相互に共有ということを明確に記載させていただいております。

15 ページ目以降でございます。4 ポツ、廃止・廃棄段階のところでございます。(2) リサイクル・適正処理に関する対応の強化というところの記載ぶりを少し加えてございます。まず 30 行目～31 行目のところでございますが、「事業の廃止と廃棄物該当性の判断との間にギャップがあるといった指摘がされている」ということについて明確に書き起こしてご

ざいます。また併せまして、32行目の後半でございすが、「事業の廃止から撤去・リサイクルの」、次のページ、「制度的措置について速やかに検討を開始すべきである」というところの「速やかに」というところを具体的に前回のご指摘を踏まえて書き加えてございします。

また併せまして、1行目の後半、「事業の廃止に当たっては、発電事業者が設備の絶縁処理を行い、安全に解体できる状態にすることが重要である」旨も前回のご指摘を踏まえて明確に書き加えてございします。

アクションの関係でございします。資料17ページ目でございすけれども、4行目～7行目といたしまして、実際に稼働している制度につきまして、速やかに対応するというところで記載ぶりを追記してございします。具体的には、ガイドラインですとか廃棄物処理法に基づき、事業の廃止のタイミングで事業者が自らの責任において適切に対応するという観点と、併せまして、この7月から開始されてございす再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度の活用も含めて、関連する法律・制度等を適切に運用するというところでございします。

また、注の26のところ、事業者によるパネルの放置等があった場合には、廃棄等積立金も活用可能という旨も併せて記載させていただいてございします。

続きまして18ページ目、5ポツ、事業実施段階横断的事項についてでございします。(1)の適切なコミュニケーションについては大きな記載ぶりの変更はございしません。(2)の29行目以降でございします。「適切な事業・事業者のあり方／事業主体の変更への対応」というところでございします。31行目以降のところでございまして、低圧などを含めまして個人が所有しているケースも多いというところでございすので、「そのため」というところで、「まずは再エネ発電に係る適正な事業実施を担保するため、開発行為ですとか発電事業に対して関係法令に基づく適切な規律を求める」ということを書かせていただいた上で、前回ご指摘をいただいてございすけれども、「規律強化後の状況も踏まえながら、必要に応じて事業に係る者の適格性についても検討を行うことも考えられる」旨を記載させていただいてございします。

続きまして19ページ目でございします。3行目以降のところ、事業譲渡自体を制限することは財産権との関係でも慎重であるべきだと、これまで検討会でもご審議いただいているところでございすが、こうした中でも「事業譲渡に伴って生じる課題の解消に向けては、例えば発電主体の変更が行われる場合には、前事業者の事業実施状況を認識した上で引継ぎをしっかりと行い、説明会の開催等の地域への周知を義務化するといった適切な事業実施を実現するための措置について検討を行う」ということの記載をさせていただいてございしました。これに加えて、「また」以降でございすけれども、「事業譲渡の変更認定において、例えば関係法令等に違反している場合には再エネ特措法の変更申請を認定不可とするなど、厳格な対応の検討も必要である」ということで、当然、再エネ特措法、関係法令遵守が前提でございす旨、この記載ぶりを追記させていただいてございします。

続きまして、資料の、進んでいただいて21ページ目でございします。(6)地域共生に関する考え方のところでございします。

地域への貢献・裨益のところに関しましては、発電事業者がしっかり中心となって、というところで、前回、委員からもご指摘いただいたところを2か所、7行目のところと13行目のところにつきまして、明確に主体について記載をさせていただいてございます。

アクションの関係でございます。資料の22ページ目でございます。速やかに対応するところにつきましては特に大きな変更はございませんけれども、(2)法改正も含め制度的な対応を検討し措置するもの、のところでございますけれども、ここについては、前回検討会でもご指摘いただいておりますけれども、まず「説明会における説明事項の整理などを踏まえて、地域との適切なコミュニケーションを促すために、再エネ特措法の申請に当たっては、一定規模以上の発電設備の場合には、あらかじめ説明会の開催等の地域への周知について義務化するなど、さらなる対応について検討する」という旨を記載してございました。

前回、検討会の際に、「その際」というところで、もともと温対法との関係性のみ記載してございましたが、環境影響評価法というところもあるのではないかとということで、この点について明確に書き加えてございます。

また併せまして、23ページ目でございます。5行目、6行目に先ほど申し上げた、関係法令に違反している場合についての変更申請の認定不可とする旨を記載させていただいております。また30行目～32行目のところでございますが、「はじめに」の項目でも最後に追記をしてございましたけれども、関係省庁で取りまとめに記載のアクションに着実に取り組むということと、その進捗状況の確認や、さらに検討すべき課題については、今後この検討会において適切にフォローアップを実施する旨、記載をさせていただいております。

24ページ目以降につきましては、報告書の中からアクション集ということで、アクションに関するところについて抜粋をし、一覧性のある形でご参照いただける形で整理をさせていただいております。内容については、先ほど申し上げたところの項目と基本的に同じでございますので、説明を割愛させていただきます。

また、その後の報告書の中には、参考資料というものを付けてございます。参考資料といたしましては、再エネ特措法の仕組みでございますとか、関係する法体系についてのポイント、また林地開発の関係で検討会をしていただいていたけれども、その後の取りまとめの概要、また、盛土規制法の概要、また温対法に関する再エネ促進区域の仕組みの概要、環境アセスの関係の資料、またデータベース、EADASの概要などについてご説明させていただくとともに、最後のところには、地域共生の取り組み事例といたしまして、さまざまな共生の具体的な例があるということで、この検討会の中でも既にさまざまな団体様からご指摘いただいているものにつきましては、共有をさせていただくと、報告書に入れていくという形で整理をさせていただいております。

続きまして参考資料1につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。参考資料1でございますけれども、これは先ほど申し述べました検討会の提言の中から概要という形で抜粋をしているものでございます。内容につきましては割愛いたしますが、構成につき

ましてご説明させていただきたいと思います。

全体の構成といたしましては、まず検討会の概要、位置付けにつきまして、4省庁および総務省にもオブザーバー参加いただいている旨を書かせていただいております。また、基本的な考え方といたしましては、土地開発前から廃棄に至る各段階、また横断的事項について整理をしてきたということでございます。それぞれの項目ごとにポイントとなる課題と、なかなか全部を書き下すことは難しいので、速やかに対応するところと、法改正を含め制度的対応が必要な項目につきまして、主なものにつきまして抜粋をして記載させていただいております。1から4まで、それぞれの項目について記載させていただいているところでございます。これにつきまして、もしお気付きの点がご指摘いただければと思います。

また参考資料2でございますが、こうした地域共生策を、しっかり事業規律を行った上で地域と共生した再エネ導入をS+3Eを前提に実現していくということで、関連する施策につきまして、参考までに整理をさせていただいております。特にこの検討会におきましても、電源のところについては、再エネ特措法の関係についても何回もご議論があったところでございますし、また併せて、既存再エネの有効活用というところで、長期電源化に向けての議論もあったところでございます。

こうした点につきましては、併せて大量導入小委など、関係する委員会においても議論されているところでございますけれども、全体として参考書として付させていただいているところでございます。

事務局からのご説明は以上でございます。

○山地委員長

ご説明どうもありがとうございました。それでは今から議論に入りたいと思います。毎回やっておりますけれども、ご発言ご希望の方、Teamsのチャットボックスに記入するか、あるいは「手を挙げる」という機能を使って発言希望を意思表示していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まだチャットボックスにも「手を挙げる」機能にも反応がありませんが、あまり遠慮されることはなく、どうぞ。大塚委員から手が挙がっておりますね。では、まず大塚委員、お願いいたします。

○大塚委員

すいません。最初に発言させていただいて恐れ入ります。

○山地委員長

よろしく申し上げます。

○大塚委員

資源エネルギー庁さんの意欲を感じさせていただけるようなものになっていて大変うれしく思いました。ありがとうございます。

一点確認をさせていただきたいのですけれども、廃棄のところですが、事業の廃止と廃棄との間のギャップの話を書かせていただいているんですけれども、15ページの30行目～31行

目のところですが。ここのところの考え方としては2つの考え方があり得ることはあり得ると思っております、事業の廃止自体を廃棄が適切になるところまで延ばすという考え方も全くなくはないと思うのですけども。例えば廃棄物処理施設の最終処分場の廃止には都道府県知事の確認が必要だというようなことがあるわけですが、たぶんそういう考え方を採らずに事業を廃止してしまうことはもう仕方がないけれども、後は廃棄物になるかどうかをまた考えるという考え方をここでは採っておられると思っております、これはちょっと環境省さんとも関係する話かと思いますが、そこはちょっと仕方がないということですよ。事業の廃止自体は廃棄物になることよりも前に行われてしまうことはもう仕方がないという、そういう考え方をお採りになっていることが前提になっている書き方になっていると思いますが、そこは仕方がないのかもしれない私も思っているのですが、ちょっと確認をさせていただきます。廃棄との関係では事業の廃止自体を廃棄物になるところまで少し延ばすという考え方もなくはないと思いますので、そこは考え方として整理が必要だと思いますので、確認をさせていただければと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございます。他にご発言ご希望は今確認できませんので、今の大家委員の事業の廃止と廃棄の関係について事務局から今対応できることがありましたらお願いしたいのですがいかがでしょう。

○経産省

事務局まず経産省のほうからでございますが、まず今の点につきましては少し実態をよく分析しながら、今先ほど先生から2つの考え方があるぞということでございましたので、今この段階でどちらかに決めきっているというわけではございませんけれども、具体的なアクションのところまさにそこが全体のものの流れとしては通常は事業の廃止があって廃棄というのが当然の流れだと思ってございますけれども、そこで溝があってはいけないということで、考え方自体はこの考え方ではないといけないというわけではないのですが、アクションの17ページ目のまさに20行目～21行目に書いてございますが、事業廃止後に太陽光パネルが危険な状態のまま放置されることがないように、この事業廃止自体のまさに判断というところも難しいわけでございますけれども、関係省庁におきまして事業廃止から使用済み太陽光パネルの撤去・処理までの制度間の連携強化の検討を行うというところで、先生がおっしゃっていただいたような廃止と廃棄物のところについてのギャップの捉え方で、いずれにしてもギャップがないようにということについてはよく環境省さんとも連携しながら議論をしていかなければいけないなと思ってございまして、この段階でこうあるべきじゃないかというところについて決め打ちをしているということの認識ではございませんのでその旨補足をさせていただきます。

環境省さんのほうからもし補足があればよろしく願いいたします。

○環境省

環境省でございます。資源エネルギー庁さんから言っていたとおりでございます。廃止の段階で廃棄がどういう状態にあるかというのを確認するというそういう運用もできるとは思いますが、いずれにいたしましてもしっかり最後廃棄のところまで行き着くように今後資源エネルギー庁さんとも連携して議論を深めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

○大塚委員

どうもありがとうございました。恐れ入ります。

○山地委員長

それではチャットボックスのほうにご発言ご希望今4件確認できておりますので順番にお願いしたいと思います。

まず大関委員お願いします。

○大関委員

産総研の大関です。大変な大量のとりまとめをいただいて大変ありがとうございます。省庁横断的な検討で将来に向けて重要なことを全て含んでいただいたのだと思っておりますので、全体の項目や方向性について特別な意見はなく賛成したいと思います。

幾つかだけ、2つだけコメントをしたいと思っております。14ページ目の29行目の違反案件の交付金の留保とかを記載いただいたのは大変ありがとうございます。これは基本的に既設案件とか認定済みでこれから入る案件というのに有効なのだろうというふうに思っております。今後入り口で今回とりまとめでいただいたように相当数入り口の導入段階でそういう違反案件は抑えていけるのかなと思うのですが、それを超えて入ってきたもので非FIT・非FIPに関してはこの対応が使えないので、それについても後手にならないように少し検討を始めておいてもいいのかなというのが一つコメントです。文章に追加してほしいというほどではありませんけれども、そういうことも考える必要があるのではないかと思います。その場合は再エネ特措法が使えないので電事法とかで考えなきゃいけないので、考える点が多くなるのかなというふうに思います。

2つ目は、同じ14ページの17行目辺りに系統連系との関係とか保全との関係というのが今後重要になってくると思っております。特に出力制御や蓄電池を利用した各種いわゆるオペレーションの面というのもメンテナンスに加えて重要になってくるなと思っております。そういったこともちゃんとできるような人材や事業者が必要になってくると思っておりますので、優良な事業者の中にはそういったところも踏まえて特定していく必要があるだろうと思っております。保安面は太陽光だけじゃなくて蓄電池も併せて整理していく必要があると思っておりますし、既にもう電事法のほうでも蓄電池周りは整理が始まっているのでその辺は大丈夫なのかなと思っておりますが、そういったオペレーションの面、保安の面というのは太陽光だけじゃないいろんな組み合わせも出てくると思っておりますのでその辺はしっかりしながらやってい

く必要があるかなと思います。

最後に同じ 14 ページ目、ちょっと今気付いただけなのですが、17 行目の「連係工事」の連系の「係」が漢字が違うので修正したほうがいいかなと思います。

以上になります。

○山地委員長

どうもありがとうございました。それでは続いて柚木委員お願いします。

○柚木委員

おはようございます。

今回とりまとめでございますけれども、これまでの述べさせていただいた意見等を大変丁寧に対応いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。特に農地制度の関係それから営農型太陽光発電の関係等についても非常に分かりやすく表現いただいたことはありがたいというふうに思っております。

それからアクション集を作っていただいたことによってこれからどういう方向で対応が進んでいくのかということが全体的に示すことになるんだというふうに思っております。関係の方々こういう方向でこれからの検討なり取り組みが進むということ、われわれ農業関係者の方々についても周知が図りやすいというふうに思っております。

その上で 15 ページのところでは先ほどもお話がありましたけれども、廃止・廃棄段階のところについては特にこれからの対応を進めていく上でも大事な部分になってくるというふうに思っております。適切な廃棄に向けた地域と協力して回収フローの構築というふうな表現も入っておりますけれども、この辺のことをしっかりと早急に詰めていくことが大事だというふうに思っております。また、そういう取り組みをしていくことについてそれぞれの現場で、今ある設置されているものの廃止・廃棄等それからまたリサイクルを含めてどういうふうにしていくのかということそれぞれの地域の中でも検討していくことが大事ではないかなというふうに思ったところであります。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。では続きまして神山委員お願いします。

○神山委員

神山でございます。このたびは大変適切にかつ丁寧におとりまとめいただきありがとうございます。省庁間にまたがるものでございましておまとめいただくのは大変な作業であったと存じます。

最後ですので私からはお礼として 2 点ほど。また事業横断的にそして将来的な点としてコメントを 2 点ほど申し上げたいと思います。

まずお礼としてというところですが 1 点目で、18 ページの 22 行目のところでございます。「他方、制度的対応の検討にあたり、住民や自治会など私人の同意を義務として求めることは、慎重であるべき」というふうに記載してございます。私は自治体からどうしても太

陽光抑制条例とかを作りたいというご相談を受けることがございまして、その折にこの地域住民の同意の義務化というのを求められることが多いんですね。そうした折に産業廃棄物処分場の建設問題をお話しして単純に条文を加えればよいということではないですよというふうにお話しをするのですが、なかなか私の説明も不十分で御理解いただけないというところがございます。そのため、このように明確に記述していただけますとその場合の現場における説明用としても大変助かります。

また2点目ですが、執行に関しまして「関係省庁・自治体が相互に連携」という表現を各所に加えていただいております。これも大変感謝いたします。

続きまして、事業横断的にそして将来的な点としてのご要望としてコメント2点でございます。

18 ページでございますけれども「地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーション」そして21 ページの「地域共生に関する考え方について」の部分です。地域への貢献裨益への側面としてですが「発電事業者が中心となり」と明記されたように再エネ事業を進める事業体もコミュニティーの一員としての責務を果たしてもらおうという意図が明確にされていると思います。他方なのですが、その地域に土地も事業推進力も有しているのにコミュニティーのために行政からの許認可も見込まれるのですが適法な開発というのを断念せざるを得ない、また大規模に縮小してくださった事業者さんというのもいらっしゃると思うんですね。そうした方々も開発を断念したとか開発権を放棄したというような意味でコミュニティーに貢献されているという考え方もできると思いますので、そうした方への地域からのお礼といいますか貢献というもの、地域や自治体からの開発補償といえるかもしれませんが、そうしたものを考えにいただくとそうした事業体に名誉に通じるもので報いていただくというような発想もあると事前の調整に資するのではないかとというふうには考えております。

2点目でございますが、こうした事業というのは全員が賛成できるものではないと思っています。そのため、特に合法的な開発にも何らかの被害が出たというふうを考えられる方というのも想定できると思います。熱波とか反射光等ですと個別に対応ということになると思いますが、どうしても景観とか生態系の保全ということになりますと事後に継続的に被害を感じる方というのが出てくると思います。そうした場合にむやみにハレーションを広げないために事後的措置が速やかにできるような官民連携での監視・モニタリングをしていくということが重要であろうと思っております。そのためのツールや手法開発というための研究というのを私自身も続けていきたいと思っています。

ありがとうございました。以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。では続きまして松本委員お願いします。

○松本委員

ありがとうございます。全体としまして今回の提言案ではこれまでの議論を体系的によ

くまとめていただいたと思います。再生可能エネルギーの主力電源化を目指す上で地域の懸念の解消が非常に重要であり関係省庁が中心となり関係自治体と連携しできるだけ速やかな対応をしていく方向性が示されました。4省庁そして事務局の皆さまにはお礼申し上げます。

その上で引き続き関係者のヒアリングや当研究会での議論が必要な項目がいろいろ出されたかと思えます。例えば19ページの風力発電その他の電源についてですけれども、24行目～26行目にあります大型の風力発電設備について「地域住民や自然保護団体から様々な意見が寄せられているところであり、そうした声を精査した上で、今後の対応について検討が必要である」と記載されております。地域住民の中からは事業者の風車の影に関わる問題や港湾での風力発電設備の基礎杭工事での打設音の大きさに住民が驚いて市役所に苦情が多数寄せられるなど問題が生じていることも報じられております。また自然保護団体からは風力発電設備の立地が鳥類の重要生息地や飛翔経路と重なることへの懸念が寄せられております。日本においては風力発電の導入拡大を図っていくというビジョンが示されておりますので、既に起きている地域トラブルへの対応も取り組まなければならないと思えます。風力発電の立地地域における懸念への対応策についてもできるだけ早く議論を再開する必要がありますかと思えます。適切に今後事務局におかれてはフォローアップを行っていくということですのでぜひご検討のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございました。では続きまして興津委員お願いします。

○興津委員

興津でございます。このたびはとりまとめ誠にありがとうございました。私も全体の方向性については全く異論ございませんので賛成ということなのですが、これまでの検討会でも申し上げたことも含めてちょっと1点最終的なコメントをさせていただければと思えます。

それは以前申し上げたところで、この行政規制を制度設計する場合に規制の相手方のターゲティングというものが重要になるという発言をいたしました。大ざっぱに3つぐらいに分けるとすると、善良な事業者もいれば極悪な事業者もいれば多くの事業者は中間層であって、どういった事業者のタイプを念頭に置くかによってその規制の執行の局面も変わってくるのではないかという話をいたしました。私は行政法の研究者として検討会を通じてこの執行の問題について何回か発言をいたしましてその内容も取り込んでいただいて誠にありがとうございます。

その今のターゲティングというお話から申しますと、例えば7ページのところで「適正な事業者に対する過度な手続負担とならないよう」という記述があったかと思えます。ちょっと行が今すぐぱっと見当たらないのですが。その適正なちゃんとやっている人については過度な規制とならないようという視点が大変に重要であろうと。他方であまりコン

プライアンス意識が高くないちょっと確信犯的にやってしまうような事業者に対しては取り逃がさないと。F I T・F I Pの対象になる限りは事業者の把握というのはできていると思いますので、先ほど大塚委員ご発言のあった廃棄の場面もそれに関わるのだと思いますが、そういったものについては逃げ得を許さないという観点から相手方のタイプに応じた執行を行っていくというそういう考え方も今後は踏まえていただければなと思いますので発言させていただきます。

どうもありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございました。では続きまして高村委員お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。今回のとりまとめの案について他の先生方もおっしゃっておいりましたけれども大変丁寧に意見を反映させてくださっていると思います。基本的にこうした方向で現時点では異論はございませんで、むしろできるだけ多くの方にパブリックコメントを含め改めて意見をいただいて議論ができるとよいのではないかというふうに思います。

その上で幾つかこれまでの議論を踏まえて申し上げようかと思うのですが、1つはこのとりまとめ案の冒頭にも書いてくださっていますけれども50年カーボンニュートラルあるいは30年の温暖化目標そして再生可能エネルギーを最大限導入していくという方向でそのためにどういう対応が必要かということを考えていったときに、まさにこの検討会で議論してきたような適切な再エネの導入・管理の在り方・その規律ということを検討する必要がありますということから始まった検討だと思っています。この検討会の中でもやはり地域でのさまざまな課題というものも具体的にまさにファクトに基づいてインプットいただきました。同時にこちらは別の審議会のほうでも議論があるところですが、地域に対して裨益をする、そうした再生可能エネルギー事業というもののポテンシャルということも同時に念頭に置いたときに、その再生可能エネルギーの促進という観点からも実は併せて裏表として今回議論をいただいたように省庁間連携で国・地域が主導でしかし地域だけには任せないで国がしっかりした導入・管理の規律をしていくというこの検討会のやり方は非常に重要だと思っていて、ぜひ再エネの促進推進の観点からも今申し上げた省庁間連携と地域主導しかし地域だけには任せない国の適正な導入管理規律ということをどう作っていくかというそうした検討を進めていただきたいというふうに思っております。これが1点目です。

2つ目は電力システムがやはり今大きく転換をする時期に当たっていると思っていて、それは電源の転換ということと同時に電力・非電力の境目を超えた一種エネルギーシステムの統合といったこうした動きがあると思います。例えば電力分野で余剰になったゼロコスト・マイナスコストの再エネを使って例えば水素を製造する、できるだけコストの安い形で水素を製造する。それは同時に再生可能エネルギー電力の調整力としても意味合いを

持つといったような、これは一つの例ですけれども、電力・非電力の境を超えた電力エネルギーシステムの転換というこういう時期に直面をしているようにも思っております。

そういう意味で先ほど大関委員他からご指摘もありましたけれども、やっぱり転換期だからこそ先を見た課題の発見と対応が必要だというふうに思っておりまして、特にこの規律の文脈でいくとまさに大関委員のご指摘に共感するものでありますけれども、買い取りによらない案件の対応ですとか、あるいは今申し上げた電力・非電力を超えたようなそうしたエネルギー事業の形態に対してどう対応していくかとか、こうした議論というのが必要なように思っております。これはこの検討会だけでできるものでもないと思いますが、しかしこの検討会でも議論をする課題がなお残っているということだと思っております、先を見た課題の発見・対応につながるそうした検討会の役割を今後も果たしていただきたいというふうに思っております。

最後に前回申し上げましたけれども、やはりかなり今回網羅的に包括的に課題を取り上げて課題を明確にして対応について短期あるいは少し長めの時間軸での課題を整理いただいたのですけれども、かつ今後進捗状況についてもしっかりフォローアップをする、さらに検討すべき課題についても同様ということをお記いただきました。先ほど冒頭に申し上げましたけれどもより広くパブリックコメントなどで意見をいただいて、それも踏まえてぜひこの検討会あるいは課題によっては他の場になるかもしれませんが省庁間連携をして今回明らかになった課題についてのフォローアップあるいは残された検討課題の検討をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。では次、五味委員お願いいたします。

○五味委員

ありがとうございます。非常に丁寧にまとめていただきましてまさに網羅的にできているということだと。先生からもお話がありましたようにこの検討会というのは非常に重要だったかと思しますのでこのアクション集の中でも「今後本検討会において」というところで書いていただいておりますけれども、適切なフォローアップを実施していくというこの枠組みが非常に大事なのかなと思しますので引き続きよろしく申し上げます。

一方、やはり各省庁でそれぞれ関連する取り組みというのが同時並行的に起こっておりますので、それをこの検討会を含めてまた各市町村や都道府県を含めていかに伝えていくのかということが非常に重要になってきますので、その辺のフォローアップというのが大変重要であるかなと思っております。

またフォローアップも幾つかのレベルがあるかなと思っております、一つは政策とか行政の対応の部分、この再生可能エネルギーの受け皿としての社会の部分、そしてこれが立地する環境というこういったところがあるかと思っております。政策・行政こういったところはやはりこのフォローアップの枠組みの中でしっかり対応できるということではあると思いま

すが、社会がどう受け取っていくのかというところも引き続きこういったフィードバックの機会というのは非常に重要になってきますし、パブリックコメント等も含めた対応なども声をいかに届けてまた聞いていくのかということも重要なかなと思っております。

また一方で社会の部分では非常に人口減少して過疎地域が増えてくるという中で社会の在り方・地域の在り方というのが変わってくるとそこに対応する再生可能エネルギーへの受け皿というか意見の聴取の仕組みというところもまた大きく変わってくることが予想されますので、2050年という目標、2030年という将来目標の中で社会動態や人口動態がどう変わっていくのかというところを見据えながらしっかりと対応していくのが重要なかなと思っております。

そういった対応の中では環境の変動というのも重要なかなと思っております、特に気候変動、極端な降雨等が予想される中でそういったものに対して現在われわれが想定しているさまざまな安全基準等がまた対応しきれないところももしかしたら出てくる可能性がある。そういった気候変動の動向や状況を踏まえながら、また雨の降り方、土地開発の状況を踏まえながら考えていくというのが非常に重要になってくるかと思っておりますので、フォローアップの仕方も幾つかの段階またカテゴリー等に分けながら丁寧にやっていくのが重要なかなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○山地委員長

ありがとうございました。では若井委員お願いいたします。

○若井委員

ありがとうございます。提言案のおとりまとめをありがとうございました。最後ですので、全体構造ならびに各項目に記載内容についてはもちろん全く異論等ございません。技術的だけじゃなくて法的手続きあるいは関係者間の連携の在り方とかそういういろんな示唆も盛り込まれておりますし、かついずれを早期に着手すべきかまた中期的にやるべきか、といったことのそういった仕分けなんかも含めてこの提言を参照する関係者にとって非常に読みやすく参考しやすいスタイルになっているなというふうに感じてとてもよいと思いました。

また一つだけちょっと繰り返させていただくとすると、土地開発後から運転開始後、12ページ以降ぐらいですかね、これは委員会の中でも何回か話題なったことですが、実際に開発して施設ができあがりその段階で、最初の段階で適法性が確保されて技術的にも安全上の問題がないというふうに思われる場合であっても、運転期間・供用期間が極めて長いというこの施設の性格を十分に踏まえて、提言の13ページぐらいですかね、言及していただいておりますけれども、この長期の事業実施期間中における適正な管理これが箇条書きされていますけれども、それぞれの管理観点が確実に運用していただけるように、例えば今後いろんなベストプラクティスみたいなのが出てくると思いますが、そういう標準的な管理の観点みたいなものを広くまた共有していただけて、例えばですけれど長い間

のうちに施設周囲に敷設された排水施設が目詰まりとかで機能しなくなったりといろいろあると思いますけれども、当初低かった災害リスクが次第に上昇していってしまうといったことを何か漏れてしまうことがないように電力施設の発電施設としての性能維持の観点以外の安全面を含めた管理観点についてこうした提言を通じて今後適切に実現していただくということを強く期待をしております。

以上感想です。このたびはありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございます。

今チャットボックスのほうにはご発言ご希望はないのですがよろしゅうございますか。

特にご希望がないようですので、ご質問というのはなかってほとんどむしろお褒めを含めたコメントだったのですが事務局のほうで何か現段階で対応することございますか。

○経産省

事務局でございます。ありがとうございます。特に先生方から振り返り含めましてご指摘いただきましたことありがとうございます。特に複数の先生方から共通したフォローアップまた五味先生から最後のほうでフォローアップの段階ですとかカテゴリーを含めてフォローアップの在り方もいろいろとご示唆もいただいたところでございますので、まさに関係省庁さん、いろんな枠組み検討の場もこの4省庁共同の検討会以外にも当然関連するものとしてございますし、こうした関係省庁しっかりと取り組みを前に進めながらまたフォローアップの仕方につきましてもこの検討会を中心にやっていくところと各省庁さんそれぞれでやっていくところとあるとお思いますので、効率的・効果的にできるような形につきましても事務局におきましてもしっかりと検討しながらやっていきたいと思っております。またパブリックコメントもしっかりとさせていただきながらさまざまなご議論をしっかりと受け止めさせていきながら政策の議論に生かしていくことは当然でございますので、そういったことについてもしっかりとプロセスを進められればなと思っております。

事務局からは以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは特にご発言ご希望がないようでしたらちょっとまとめの段階に入っていきたいと思っておりますがよろしいですかね。

チャットボックスには特に反応はないようです。

大変熱心なご議論をいただきありがとうございました。先ほどちょっと先走って口走りしましたけれども、皆様のご発言いずれもさまざまなコメントございましたけれども本提言案につきましてもお褒めの言葉も含めましてコメント付きでご了承いただいたというふうに了解いたしました。本日のご議論の反映と最終的な細かい調整、漢字のミスとかございましたけどそれについては私にご一任いただき、私がそれを確認した後広く一般の方からもご意見をいただくためにパブリックコメントに掛けるという形にしたいと思っております。よ

ろしゅうございますでしょうか。

○山地委員長

ありがとうございます。オンラインだとこういうときの承認が難しいんですけど、少なくとも異議ありというサインはどこにもございませんので、異議なしということで進めていきたいと思います。最終的には私のほうで最終確認した上で進めてまいりたいと思います。

それでは本日でおおむね議論のとりまとめができたと思いますので、事務局を代表して資源エネルギー庁の井上省エネルギー・新エネルギー部長から一言ごあいさついただきたいと思います。よろしくお願いします。

○井上部長

先生方本日誠にありがとうございました。7月1日に省エネルギー・新エネルギー部長に着任いたしました井上博雄と申します。今後ともどうぞご指導をいただければと存じます。

先生方には大変密度の高いご議論を集中的に行っていただきましたことを共同事務局を代表し心から御礼申し上げます。

私も前任の茂木からしっかり引き継いでおりますけれども、やっぱり2050年カーボンニュートラルの実現それからエネ基で掲げました2030年度再エネ36～38%という野心的な目標に向けては再エネの主力電源化をしっかりと進めてS+3Eを前提に何とか新しいシステムを作り上げていくことが必要だと考えております。

一方再エネの導入については私も着任してからさまざまな地域に伺ったり、あるいは議員の先生方、有識者の先生方ともご意見拝聴してまいりましたけれども、災害とか環境への影響あるいは再エネ設備の廃棄についての地域の懸念などが高まっているかと存じます。こうした中で先生方のご指導の下で地域の信頼を獲得しながら地域と共生した再エネ導入を進めていくということが大前提なのだろうと私自身も考えております。

この検討会では再エネが地域に信頼されて導入が進んでいく環境作りにつなげるように省庁や制度の壁を越えて幅広い視点についてご議論いただきまして事業実施の段階ごとに課題や対応の方向について整理いただきました。本日も先生方からいただきましたご意見、今後実施するパブリックコメントも踏まえまして山地委員長ともよくご相談の上で本検討会の提言として正式にとりまとめたいと考えております。ご提言で整理いただいたアクションにつきましては速やかに実施すべきことはどんどん実施いたしますし関係省庁が連携して順次施策の具体化を行ってまいりたいと思います。

また、ご指摘いただいておりますような法改正、こうしたものも含め制度的対応を要するものにつきまして関係審議会でも具体化に向けた議論を進めていきたいというふうに考えております。資料の中にも示させていただきましたが再エネの導入に向けまして事業規律の強化を行った上で住宅とか公共施設等の適地への最大限の導入、改正温対法による促進区域等での再エネの導入、既設再エネの有効活用に向けた蓄電池の促進——長期運転促進、あるいは海底直流送電の検討加速化による風力発電の早期導入など、地域との共生を大前提に関係省庁が連携しながらしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

山地委員長はじめ委員の皆さまのご協力に改めて深く御礼申し上げますとともに私のごあいさつとさせていただきます。引き続きご指導のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○山地委員長

どうもありがとうございました。それでは終わりに私からも一言申し上げたいと思います。

4月から始めたんですけど7回の会合を開催できまして委員の皆さまには非常に幅広い論点についてさまざまな視点から丁寧にご議論いただきました。また本日私に一任という形でとりまとめができることになりました。委員長として厚く御礼申し上げます。

皆さんおっしゃっておりますけれども 2050年カーボンニュートラル実現それから 2030年には電源構成で再エネ比率を 36～38%にするという非常に野心的な目標達成、そのためにはやっぱり再エネの主力電源化を進めて最大限の導入が必要ということで、ただし一方で地域からは災害等に関する懸念の声も高まってきておりまして、地域との共生というのがこの野心的な目標を達成するための重要な大前提ということでもあります。

こうした中で本検討会、自治体や業界団体をはじめさまざま方々からヒアリングを行いながら土地開発前それから土地開発後、運転中、廃棄・廃止、各段階においてどのような課題が存在するか、どういった対応が必要かさまざまな観点から集中的に議論してとりまとめができたんじゃないかと思います。

今回の検討会のご議論を踏まえて具体的な運用改善とか制度の見直しなど各省が取り組むアクションを今回の提言案でとりまとめております。本検討会の提言を踏まえて関係省庁が中心となって関係自治体とともに連携して速やかにアクションを進めていくことが大事だと思います。また提言にも記載しておりますし皆さんからもご指摘がありましたけれども、今後とも関係省庁による施策の進捗状況等の確認を行うとともにさらに検討すべき課題など適切なフォローアップが必要でございますので、それを行っていきまして再エネの適切な導入・管理に向けて継続的に取り組んでいきたいと思っております。委員の皆さんにおかれましては引き続きどうぞよろしくお願いいたします。最後になりますけれども、事務局の皆さんも関係省庁共同事務局ということで各省の垣根を越えながらスピード感を持って対応していただいたことに感謝いたします。引き続き関係各省連携する形でご対応いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

3. 閉会

○山地委員長

それではこれもちまして本日の検討会は閉会といたします。今回まで7回にわたり熱心なご議論いただき誠にありがとうございました。